

(厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎の一部改正)

第二十五条 厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎(平成二十

四年厚生労働省告示第二百六十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一・二 (略)</p> <p>三 介護給付費等単位数表第8の2の5の注1及び注2においてこ ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎 (略)</p> <p>四 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 介護給付費等単位数表第8の2の4の注1及び注2においてこ ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎 (略)</p> <p>四 (略)</p>